

自治基本条例って 何ですか

vol.10

前回のVol.9(平成27年5月号)では自治基本条例第3章(町民参加と協働)第14条第1項(1)～(2)について解説しました。今号では、第14条第1項(3)～(7)まで紐解いていきます。

第3章(町民参加と協働) 自治基本条例-第14条(町民参加の推進)

第14条 行政は、次の事項を実施するときは、町民の参加を推進し、町民の意思を行政活動へ反映します。

- (1)～(2) 略
- (3) 広く町民が利用する公の施設の利用方法に関する事項
- (4) 公の施設の新設、改良又は廃止の決定
- (5) 行政が行う事務及び事業を効果的かつ効率的に推進するための行政評価
- (6) 町民の生活に大きな影響を及ぼす施策の決定
- (7) 前各号のほか、町民参加が有効と思われる事業の選択及び実施の決定

解 説

第14条では、行政がどのようなときにどのような方法で町民参加の手続きをを行うのかについて定めており、第1項では町民参加の対象事項が定められています。

【第3号関係】

不特定多数の町民が利用する公の施設(公民館、体育施設等)の利用時間や休館日等に関する事項は、町民参加が義務づけられています。ただし、町営育成牧場等の利用者(受益者)が一部に限られる場合は対象としません。

【第4号関係】

公の施設の新設、改良、廃止の決定などに関する事項は、町民参加が義務付けられています。「改良」とは施設の増設や機能の向上を趣旨としており、老朽化などに伴う機能の更新又は設備の改修などの維持を目的とする場合、改良に該当しません。なお、町民参加を求めることが困難、若しくは不適当である場合として、施行規則第2条に定める町道、町営住宅、普通河川、上水道(簡易水道含む)、下水道、個別処理排水処理施設、事業費が2,000万円未満のもの、新設及び改良の決定や、法令に基づく基準により公の施設の構造や機能等の水準確保が目的の改良があります。

【第5号関係】

行政評価に関する事項は、町民参加を義務づけます。

【第6号関係】

第1～5号に該当しない町民の生活に大きな影響を及ぼす施策を決定する際には町民参加を義務づけます。(廃棄物処理、電源立地関係等)

【第7号関係】

上記のほか、町民参加が有効と思われる事業の選択、実施に係る事項を町民参加の対象とします。

北海道からのお知らせ

冬期道路で 車の立ち往生に注意！

① 通行規制区間 は通行できません。

① タイヤチェーン を携行してください。

通行規制区間内は積雪や吹きだまりなどを除雪していない場合があります。立ち往生等の危険が伴いますので、区間内には進入せず、指定された迂回路等のご利用をお願いします。

閉鎖されているゲート内には進入しないでください！



冬の峠道等でスリップして走行できなくなれば、渋滞や長時間の立ち往生が発生します。峠道の走行時には、タイヤチェーンの装着をお願いします。

